

各位

昨年の制度改正により女性活躍推進法の情報公表の中で「男女の賃金差異」の追加が閣議決定されました。

つきましては、弊社におきましても昨年度の実績を下記の通り公表致します。

～「女性活躍推進法」についての説明を厚生労働省 HP より一部抜粋＝

日本における男女間賃金格差は、長期的に見ると縮小傾向にありますが、他の先進国と比較すると依然として大きい状況にあります。

こうした男女間賃金格差の現状を踏まえて、更なる縮小を図るため、令和4年7月8日に女性活躍推進法に関する制度改正がされ、情報公表項目に「男女の賃金の差異」を追加するとともに、常時雇用する労働者が301人以上の一般事業主に対して、当該項目の公表が義務づけられました。

詳細は、こちらのページをご覧ください

[女性活躍推進法特集ページ（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）（mhlw.go.jp）](https://www.mhlw.go.jp)

【公表内容詳細】

対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

対象職種：正社員、契約社員、嘱託社員、パート

公表事項：

①労働者に占める女性労働者の割合

⇒79.9%

②労働者に一月あたりの労働時間

⇒4.0時間

③男女の賃金差異

・正規労働者 97.7%

・非正規労働者 98.4%

・全ての労働者 98.3%

※上記賃金差異は、女性労働者賃金÷男性労働者賃金で各区分計算したパーセンテージとなります。